

事務連絡
令和3年6月9日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局 } 御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「新型コロナワクチンの接種に関する兼業の許可について（通知）」
について（送付）

今般、内閣官房内閣人事局より各府省等人事担当課長宛てに、別添1のとおり「新型コロナワクチンの接種に関する兼業の許可について（通知）（令和3年6月9日付け閣人第356号）」が発出されました。

これは、医師・看護師等の資格を有する国家公務員が、新型コロナワクチンの接種に従事する場合において、円滑な制度運用を図るため、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条に基づく兼業許可に関し、「職員の兼業の許可について」（昭和41年2月11日付け総人局第97号）に定める「第3 許可基準に関する事項」について、その解釈を明確化したものです。

つきましては、貴団体において地方公務員法第38条第1項の規定に基づき任命権者が許可を行う場合及び同条第2項の規定に基づき人事委員会が任命権者の許可の基準を定める場合に、別添2及び3のとおりこれまで送付した事務連絡及び通知と併せ、参考にしていただくようお願いします。

また、公立病院の医師・看護師等が接種に従事する場合における兼業許可に係る手続きについては、別添4のとおり本年5月18日付けの事務連絡もお示ししていますので、併せてご参照いただくようお願いいたします。

おって、各都道府県においては、市区町村等にも御連絡いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

○添付資料

別添 1 : 新型コロナワクチンの接種に関する兼業の許可について（通知）（令和 3 年 6 月 9 日付け閣人人第 356 号）

別添 2 : 「「職員の兼業の許可について」に定める許可基準に関する事項について（通知）」について（送付）（平成 31 年 4 月 26 日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡）

別添 3 : 「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査（勤務条件等に関する附帯調査）」の結果等について（通知）（令和 2 年 1 月 10 日付け総行公第 1 号）

別添 4 : 公立病院における新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について（令和 3 年 5 月 18 日付け総務省自治財政局公営企業課・自治行政局公務員部公務員課事務連絡）

（参考）国家公務員法第 104 条関係資料集（令和 3 年 4 月内閣官房内閣人事局服務・勤務時間係）